

五月 箱根の湖畔

人口減少がいたるところに影響しはじめた。
ガソリン補給のスタンド探しは今まであまり気にしなかったが…。

今、大学は18歳人口激減で生き残りをかけ熾烈だ。

それもそのはず。産婦人科はとうの昔に激減を味わった。

今月の本題の件。絶対遺言書が必要な場合と、あったほうが良い程度の場合であることがある。

遺言書があるばかりに兄弟喧嘩になる場合も少なくない。

お子さんがいない場合などは絶対必要だし、先妻の子がいる場合、家族関係が複雑な場合など、絶対作成しておいたほうが良い。



遺言書は絶対か？万能か？

しかし遺言書作成が相続対策の決め手かという、そうとも言えない。

遺言書があれば相続対策の大半が終わったわけではなく、相続で大事なものは生前気持ちを伝えていることである。

つまり相続対策とは生前の家族の共通のテーマであり、決して秘密で行うものでもない。

例えばお正月家族一同集まった席でオヤジが「亡きあと、こんなふうにして仲良くやってもらいたい」との発言ほど強いものではなく、遺言書で補完しておけば兄弟喧嘩し法事もやれないという崩壊状態にならなくて済むのだが。

加えて言うなら相続対策は税金対策ではない。要は税金を安くより税金の納税対策こそ肝要である。延納が得策でないことは経験上イヤというほど教えられる。



【特例事業承継税制について】

平成30年4月1日から「事業承継税制」が大きく変わりました。

平成21年に開始された本税制ですが、平成27年の改正に次ぐ2度目の改正となります。

優遇されるのは「相続税」「贈与税」ですが、法人の存続にも関わるといふ点からも、公私に渡り広範囲に影響を及ぼします。今回は本税制の概要と、今回の改正点のポイントを簡単にまとめました。

・そもそも「事業承継税制」とは？

一定の要件を満たす中小企業の事業承継において、相続税・贈与税の納税を猶予してもらえらる税制です。

昨今の中小企業の後継者不足問題や、団塊世代の経営者の高齢化が進むなか、事業承継による相続税・贈与税の納税資金調達難に追い打ちをかけられて、事業を後継者に引き継がず、廃業するケースが目立っています。

こうした状況を踏まえ、1社でも多くの企業を永続させるため、そして、企業の若返りによる売上拡大・投資拡大を促進させるために「事業承継税制」は創設されました。



・改正でなにが変わる？

本税制による優遇点の拡大や、税制適用のための要件の緩和が行われました。

事業承継を促進させる目的で創設された一方で、税制の適用の要件を満たせずに税制の恩恵を受けられないケースも多く、改善が求められておりました。この現状を背景にさらなる事業承継の活性化を目指し、この度平成30年4月1日から「特例事業承継税制」として既存の税制に上乘せされる位置づけで改正が行われました。改正内容のうち、以下の点などが大きなポイントになります。

- ・優遇点：相続税の納税猶予割合が80%→100%に拡大。先代以外から贈与された株式も納税猶予の対処に。
- ・要件：雇用確保の要件（5年間で平均8割の雇用の維持）が満たせなかった場合でも要件延長が可能に。
- ・手続き：「特例承継計画の事前提出」が必要となりました。（他にも様々な要件や優遇点があります。）

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制)

(相続税・贈与税)

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、**今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。**
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正後

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上の雇用を維持**できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正後

- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

以上、事業承継税制の概要と、改正による変更点をご紹介致しました。

最後に。本税制を利用される場合に限らず、事業承継については様々な側面から時間をかけて丁寧に検討すべき点が多くあると思います。

すでに将来の検討を始めている場合には選択肢の一つとして、まだ検討を始められていない場合には是非今回の改正をきっかけに、将来のご検討を始めてみてはいかがでしょうか。



参考：中小企業庁 「平成 30 年 4 月 1 日から事業承継税制が大きく変わります」

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180402shoukeizeisei.htm>

(CAT 研究室：宇久田（秀雄）、瀬戸、松下)

さわやか土曜塾のご案内

人生・家庭・職場の羅針盤

今月の格言「せいしんまず精神を造りつく次につぎ形式を造るつく」

この格言は、物事を始める際の心構えを説いたものです。例えば新たに事業を行う場合など、つい利己心が働き「どうすれば多く儲けられるか」「どうすれば事業を大きくできるか」を優先してしまいがちです。確かに利益の確保や事業の拡大は重要ですが、それよりも先行すべきは「事業を正しく加速させていくための品性を養うこと」です。従業員・仕入先・得意先を思いやる心構えができていれば、困難な状況に陥っても慌てることなく冷静な対応を取れるようになるでしょう。これは事業に限らず、生活の中の様々なシーンにおいて同じことが言えます。

まず正しい精神をもって物事と向き合うことが、本来の目標達成の一番の近道であることがわかります。

さわやか土曜塾は、宇久田会計事務所主催の公開セミナーです。どなたでもご参加いただけます。皆様のご参加をお待ちしております。

** 2018年6月のさわやか土曜塾 **

日時：2018年6月9日(土) 10:00～11:30

場所：辻堂市民図書館 2階会議室（藤沢市辻堂 2-15-8）

会費：500円

詳細は、志村(智江)・野村まで

*** **



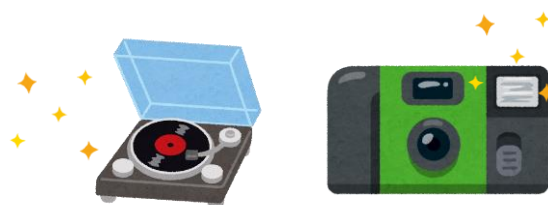
雑な扱い写真アルバム

スマホでカチャ、あっちでもこっちでも…カチャカチャ。
さすがにデジカメも少なくなった。ついこの間のデジカメ時代が嘘のよう。
まして使い捨てカメラなど、そんなのあったのかと言わんばかり。



だがその使い捨てカメラが今人気だとか。あのレコードの人気復活を思い出させる。
ところで、取り終わった写真の保管には苦勞する。あまりに大量に写真を量産したため、ありがたさを見失ってしまった。

今の世の中こんなことがほかにもたくさんある気がする。



毎週火曜は朝塾の日！

～朝塾の部屋～



火曜日の朝始業前に、事務所員が持ち回りでプレゼンを行なっています。

日立財団 Web マガジン「みらい」より

朝塾より 担当：小畑 永子

(株)トキワ精神保健事務所 押川 剛 様のインタビューの紹介です。

96年から精神障害者移送サービスを開始し、患者とその家族と問題に取り組んでいらっしゃいます。

この度日立財団の Web マガジン「みらい」～VOL.2 親子関係の闇に迫る～より「成熟社会における親子のあり方 “崩壊家族への危機介入の現場から”」として掲載されたものを、抜粋してご紹介いたします。



Web マガジンより

インタビューを受ける押川様

地域住民としてできること

- ・見て見ぬふりや、自分には関係がないと甘く見ない。
- ・挨拶する、困りごとには手を貸すこと。
- ・精神疾患や行政で対応できることについて知っておく

親子のあるべき姿について

- ・子供を持つのは命を造りだすことと同じ。今一度、命の大切さに立ち戻るべき。
- ・自分の頭で未来を予測し勇気ある決断をいくつ繰り返したかということが親にも子供にも問われる。親が家庭内で安心できる場所を作ることにより子供は外に出て勇気ある決断ができるようになる。その経験が「心の筋肉」を鍛える。

・「問題のある子供に育てない方法はどうすればいいんですか」とよく聞かれます。子供がある時期道をそれたり、心のバランスを崩したりすることがあるのだと最初

から心構えとして持っている人と、ひたすら子供がそうならないようにと祈っている人とでは余裕の部分というか受け入れられるものが違ってくる。

詳細は是非、下記のページなどをご覧になって下さい。

日立財団「みらい」HP：www.hitachi-zaidan.org/mirai02/dialogue/01.html

(株)トキワ精神保健事務所 HP：<http://www.tokiwahoken.com/>

著書「子供部屋に入れない親たち」(著:押川 剛 / 出版:幻冬舎) など

→

※他にも多数の書籍を出版されています。

*** **



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/(株)経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町1-1-2 クロスポイント湘南6F

TEL 0466 (36) 0627 FAX 0466 (33) 4892

URL：<http://www.ukuta.net/>

** 編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております **

お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。

(e-mail：seto@ukuta.net 又は上記 FAX でお願いいたします。)